共 通 事 項

本契約により公益財団法人東京都環境公社(以下「委託者」という。)から業務の依頼を受けた者(以下「受託者」という。)は、本契約の履行に当たり、以下の事項について遵守、協力すること。また、その他一般事項についても以下のとおりとする。

1 環境配慮について

受託者は、以下に記載する「東京都グリーン購入推進方針」について、できうる限り協力すること。「東京都グリーン購入推進方針」

物品等の調達にあたっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。 その際、可能な限り、製品やサービスの生産から流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。 そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。また、再生材料等使用した際は、それに準じたマークを使用することとする。

<製造段階での環境配慮>

- (1) 再生材料 (再生紙、再生樹脂等) を使用したもの
- (2) 余材、廃材(間伐材、小径材等)を使用したもの
- (3) 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- (4) 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- (5) 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- (6) 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- (7) 分別廃棄やリサイクルがしやすい(単一包装、分離可能等)もの
- (8) 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- (9) 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<その他の環境配慮>

- (10) 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- (11) 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質(温室効果ガス等)の使用、排出が少な いもの

<具体的な参考水準及びマーク>

(12) 参考水準

- ① 文具類に共通する事項として、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合はア、木質の場合はイ、 紙の場合はウの要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はイ、紙が含 まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合はウ(イ)の要件をそれぞれ満たすこと。
 - ア 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
 - イ 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採 に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切に

なされたものであること。

- ウ 次の要件を満たすこと。
 - (ア)紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。
 - (4) 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ② ボールペンについて、①の水準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。
- ③ セロハンテープについて、①の水準を満たすこと、かつ、巻き芯には、再生紙を使用すること。
- ④ 布粘着テープについて、①の水準を満たすこと、かつ、テープ基材(ラミネート層を除く。)については再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。
- ⑤ 事務用封筒(紙製) について、①の水準を満たすこと、かつ、古紙パルプ配合率 40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ⑥ ノートについて、①の水準を満たすこと、かつ、下記の水準を満たすこと。
 - 7 古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
 - イ 塗工されているものについては塗工量が両面で 30g/m³以下であり、塗工されていないものについては白色度が 70%程度以下であること。
- ⑦ 付箋について、①の水準を満たすこと、かつ、主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した 古紙パルプの重量が製品全体重量の 70%以上であること (粘着部分を除く。)。また、紙の原料にバ ージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された 国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、 間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等 の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類 共通の判断の基準を満たすこと。
- ⑧ ファイルについて、金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア ①の水準を満たすこと。
 - イ クリアホルダーにあっては、上記アの要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチック

であって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。

- ⑨ クロース表紙について、①の水準を満たすこと、かつ、表紙芯材板紙には再生紙を使用すること
- ⑩ 文書保存箱について、古紙パルプ配合率80%以上であること。
- ① のり(液状、澱粉のり)(補充用を含む)、のり(固形・テープ)(補充用を含む)については、①の水準は容器に適用される
- ② 連射式クリップについて、主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること (消耗部分を除く)。ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、①のとおり。
- ③ 修正液、修正テープについて、主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること (消耗部分を除く)。ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。
- ④ スタンプ台、朱肉について、主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く)。ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。
- ⑤ ステープラー(汎用型)について、主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが プラスチック重量の70%以上使用されていること(機構部分を除く。)。それ以外の場合にあっては、 ①の水準を満たすこと。
- ⑩ 塗料について、下記の水準を満たすこと。
 - ア 建築物内装用鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、 VOC 含有量 1%以下(鉄部用は 5%以下)の水性塗料であること。
 - イ 建築物外装用鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、 粉体・無溶剤系塗料、水性塗料又は VOC 含有量が 3 0%以下の低 VOC 塗料(溶剤系)であること。
- ① ダストブロワーについて、フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。
- ® チョークについて、再生材料が製品全体重量比で10%以上使用されていること。
- ⑤ トイレットペーパー及びティッシュペーパーについて、古紙パルプ配合率 100%であること。
- ② 電子卓上計算機について、・使用電力の 50%以上が太陽電池から供給されること。また、再生プラス チックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。
- ② 一次電池又は小形充電式電池について、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 一次電池にあっては、「東京都グリーン購入推進方針」に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平 均持続時間を下回らないこと。
- イ 小形充電式電池(二次電池)であること。
- (13) 参考マーク







2 環境により良い自動車の利用

本契約の履行にあたっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)及び自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)を遵守すること。また、委託者が受託者に対し書面による事前の通知により、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示、又は写しの提出を求めることができる。この場合、受託者は、事業の運営に支障が生じるときその他の正当な理由がある場合を除き、委託者の求めに応じるものとする。

3 個人情報の保護

受託者の本契約に係る個人情報の取扱い条件については、以下のとおりとする。

(1) 個人情報の定義

本契約において、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律57号。以下「法」という。)第2条に定める「個人情報」であり、委託者及び受託者が双方協議の上同意して定めた情報とする。

(2) 個人情報の提供

ア 委託者は、本契約の履行上必要最小限度の個人情報を受託者に提供する。

- イ 委託者は、個人情報を受託者に提供する場合、原則として、当該情報が個人情報である旨を書面にて受託者に示さなければならない。また、委託者は、委託者が受託者に提供した情報が、個人情報に該当するかどうか受託者において不明であり、受託者が委託者に照会したときは、速やかに回答しなければならない。
- ウ 個人情報の授受担当者、授受媒体、授受方法、授受記録等の方法は、個人情報の安全管理の観点から、別途双方協議の上書面により定めるとおりとする。

(3) 個人情報の秘密保持

- 7 受託者は、本契約履行にあたり委託者から提供された個人情報を、委託者の書面による事前の 承諾を得ることなく、本契約履行以外の目的で、加工、利用、複写又は複製してはならないも のとし、また、別に定める再委託先が本契約履行上必要最小限度において、個人情報を取り扱 う場合を除き、他に開示又は漏洩してはならないものとする。
- イ 受託者は、自己の役員及び従業員(直接的であるか間接的であるかを問わず、受託者の指揮監督を受けて本契約履行に従事する者をいう。以下「従業員等」という。)に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。
- り 受託者は、従業員等が退職する場合、当該従業員等に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓 約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報等の返還又は破棄を 義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講じるものとする。

(4) 安全管理措置

- 7 受託者は、本契約履行にあたり、個人情報の漏洩、滅失又は棄損(以下「漏洩等」という。)の 防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のた めに必要かつ適切な措置(以下「安全管理措置」という。)を講じなければならない。
- イ 委託者及び受託者は、委託者が上記に定める安全管理措置に関し、その具体的内容を特に指定 しようとする場合、本契約の内容、規模及び対価を考慮し、協議を行うものとする。

(5) 管理、監督

- 7 受託者は、上記に定める安全管理措置を徹底するため、本契約履行にあたり個人情報の取扱い に関する管理責任者を定めるものとする。
- イ 受託者は、本契約履行にあたり、実際に個人情報を取扱う従業員等の範囲を限定するものとし、 当該従業員等に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- り 受託者は、本契約履行の全部または一部を第三者(以下「再委託先」という。)に再委託する場合には、再委託する旨、再委託先の名称及び住所を書面により事前に委託者に通知し承諾を得ることとする。また、受託者の責任において、再委託先に対して本契約と同様の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(6) 本人に対する責任等

- ア委託者は、個人情報が、法を遵守して適正に取得されたものであることを補償するとともに、 受託者に個人情報を提供することについて個人情報の主体たる本人に対して責任を負う。
- イ 受託者は、本人から個人情報の開示、訂正、追加又は削除等の請求を受けた場合、あるいは行 政機関、司法機関等、本人以外の第三者から個人情報の提供を要請された場合、速やかに委託 者に通知するものとする、この場合、受託者は、本人又は本人以外の者の請求又は要請に直接 応じる義務を負わず、委託者が自己の費用と責任をもって対応することとする。

(7) 監査

- 7 委託者は、受託者における安全管理措置の実施状況を確認するために必要な限度において、受 託者に対する書面による事前の通知により、報告、資料の提出又は監査の受入を求めることが できる。この場合、受託者は、事業の運営に支障が生じるときその他の正当な理由がある場合 を除き、委託者の求めに応じるものとする。
- イ上記の報告、資料の提出又は監査にあたり、受託者は委託者に対して、受託者の営業秘密(不 正競争防止法第2条第6項に定める営業秘密をいう。)に関する秘密保持義務等について定めた 秘密保持契約の締結を求めることができる。
- り 委託者は、監査のために受託者の事業所等への入館が必要となる場合、受託者所定の事務処理 及び入退館等に関する規則に従うものとする。
- エ 受託者は、委託者による監査が通常の範囲を超えると判断するとき、双方協議の上、監査の受 入れのために受託者が要した費用を委託者に請求できるものとする。

(8) 改善

- 7 委託者は、上記による報告、資料の提出又は監査の結果、受託者において個人情報の安全管理 措置が十分に講じられていないと認めたときは、受託者に対し、その理由を書面により通知か つ説明したうえで、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。
- イ 受託者は、上記の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について委託者と協議を行わなければならない。

(9) 契約解除

委託者は、受託者が上記(2)から(8)に定めた事項を遵守しない場合、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償等の措置を行うものとする。

4 環境対策

- (1) 受託者は、委託者の取組む環境マネジメントシステムに基づく環境管理マニュアルを理解し、事業活動における環境配慮の徹底などシステム運用に協力すること。
- (2) 受託者は、委託者が定める環境方針に基づき、環境目的・目標及びそれらを具体的に実施するためのプログラムについて、委託者と協力してその達成に努める。

5 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号) 第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利(以下「著作者人格権」という。)を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の 10 の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3)(1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利(以下「著作権」という。) を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者 がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用権、改変権を委託者に許諾するものとし、 委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

6 その他

(1) 法令の遵守

受託者は、本契約履行にあたり関係する法令を遵守し、必要に応じ資格保有者を契約履行にあたって、安全に十分配慮すること。

(2) 受託者の責務

受託者は、本件履行に際し、受託者の起因する事故等が発生した場合、速やかに委託者に所属する担当者に連絡の上、必要な措置をとること。また、損害等を与えた場合は、受託者が責任を負うこと。

(3) 代金の支払い

受託者は、本契約履行後に完了届若しくは納品書、並びに必要書類等を提出し、委託者に所属する担当者の検査を受けることとし、検査合格の場合、受託者は速やかに請求書を提出すること。請

求書が提出された月の翌月末に支払を行う。

(4) その他

不明な点は双方協議の上、決定する。

暴力団関係者の排除に係る特約条項

- 第1条 公益財団法人東京都環境公社(以下「委託者」という。)から本契約により業務の依頼を受けた者 (以下「受託者」という。)が以下の各号に該当する者(以下「反社会的勢力」という。)であることが判 明した場合には、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力団
 - (2)暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5)暴力団関係企業
 - (6)総会屋等
 - (7)社会運動等標ぼうゴロ
 - (8) 特殊知能暴力集団
 - (9) その他前各号に準じる者
- 第2条 委託者は、受託者が反社会的勢力と以下の各号一でも該当する関係を有することが判明した場合に は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 第3条 委託者は、受託者が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、 何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて委託者の信用を棄損し、又は委託者の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 第4条 受託者は、受託者又は受託者の下請又は再委託先業者(下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。)が第1条及び第2条に該当しないことを確約し、将来も第1条及び第2条に該当しないことを確約する。
 - 2 受託者は、その下請又は再委先託業者が前項に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契 約を解除し、又は契約解除のための措置を講じなければならない。
 - 3 受託者が、前各項の規定に違反した場合には、委託者は本契約を解除することができる。
- 第5条 受託者は、受託者又は受託者の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を委託者に報告し、委託者の捜査機関への通報及び委託者の報告に必要な協力を行うものとする。
 - 2 受託者が前項の規定に違反した場合には、委託者は何らの催告を要せずに、本契約を解除することできる。

第6条 委託者が本条各項又号により本契約を解除した場合には、受託者に損害が生じても委託者はこれを何ら賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により委託者に損害が生じたときは、受託者はその損害を賠償するものとする。